

森ビル株式会社及び株式会社ケン・コーポレーション「(仮称) 下北西部
風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和 6 年 9 月 2 4 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書について、森ビル株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡佐井村及びむつ市の行政境付近
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：4 2, 0 0 0 k W（予定）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 6 年 4 月 2 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 6 年 6 月 1 1 日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	令和 6 年 9 月 1 2 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 6 年 9 月 2 4 日

問合せ先： 電力安全課 一ノ宮、植田
電話 0 3－3 5 0 1－1 7 4 2（直通）

森ビル株式会社及び株式会社ケン・コーポレーション「(仮称) 下北西部風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 青森県が検討を進めている「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度」において、再生可能エネルギー施設の立地を禁止するエリアのゾーニングが検討される予定であることから、自治体との協議を十分に行い、今後の事業計画を検討すること。
2. 対象事業実施区域及びその周辺は、イヌワシ及びクマタカの生息が確認されているほか、ハクチョウ類・ガン類等の渡りルートとなっていることから、専門家の助言を踏まえて調査の追加や見直しを検討するとともに、鳥類の調査に当たっては、適切な調査地点及び時期を設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
また、調査の結果、当該鳥類に対して累積的な影響が懸念される場合は、適切な予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺には、チシマザサ-ブナ群団やヒノキアスナロ群落等の植生自然度の高い植生や水源かん養保安林等の保安林が存在することから、これらの植物への影響について適切に調査、予測及び評価を実施するとともに、本事業の実施に伴うこれら森林の伐採を極力回避するよう、風力発電機の規模や配置等を検討すること。
4. 植物相の調査について、土地改変や樹木の伐採を予定する場所等を踏まえて踏査ルートを設定すること。
5. 景観の調査について、樹木の繁茂期及び落葉期等を考慮する等、適切な調査時期を設定すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)